

# 雇用調整助成金等の申請内容をより適正に確認します

## 以下3点を中心に、4月以降の休業にかかる申請から適用します

1. 業況特例における業況の確認を毎回（判定基礎期間（1ヶ月単位）ごと）行います。
2. 最新の賃金総額(令和3年度の確定保険料)から平均賃金額を計算します。
3. 休業対象労働者を確認できる書類および休業手当の支払いが確認できる書類の提出をお願いします。

## 1. 業況特例における業況の確認を毎回行います

- 毎回、業況の確認※を行い、要件を満たせば業況特例を、満たさなければ原則的な措置(地域特例に該当するときは、地域特例)を適用します。

※生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年または3年前同期比30%以上減少していること。以降の判定基礎期間についても当該生産指標の最新の数値を用いて判断することになります(原則として生産指標を変更することはできません)。

要件	最大助成率（変更なし）	日額上限（変更なし）
満たした場合(業況特例)又は地域特例	10/10	15,000円
満たさない場合(原則的措置)※	9/10	9,000円

※初めてコロナ特例の雇調金等を申請する場合、生産指標が5%以上減少していることが要件となっています。

【適用】 令和4年4月1日以降に初日がある判定基礎期間の申請から適用

## 2. 最新の賃金総額から平均賃金額を計算します

- 賃金総額を最新の額※に変更して平均賃金額を計算します。

コロナ特例が長期間にわたり継続される中、平均賃金額は初回に算定したものを継続して活用していることから、見直しを図ります。

- 企業規模の変更を希望する場合、常時雇用する労働者の数、資本の額等により確認を行います。

※労働保険の令和3年度の確定保険料の算定に用いる賃金総額。または、令和3年度または令和4年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載の額。

### 【必要書類】

平均賃金額の計算	受付印のある労働保険確定保険料申告書写し (労働保険事務組合に委託している場合「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」)
企業規模の変更	資本金や常時雇用する労働者数を確認できる書類

【適用】 ■ 令和3年度の労働保険にかかる確定保険料申告書の受理日以降の最初の申請から適用

- (給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書で賃金総額を算定する場合)

令和4年6月1日以降の最初の申請から適用